法人番号を検索するなら「国税庁法人番号公表サイト」

国税庁が提供する「法人番号公表サイト」では、法人番号の指定を受けた者の「商号又は名称」、「本店または主たる事務所の所在地」、「法人番号（基本３情報）」を公表しています。ぜひご活用ください。

1.「法人番号」で法人の商号及び所在地などを調べる
13桁の法人番号を入力することによって所定の情報を得ることができます。

2. 法人の商号及び所在地などから「法人番号」を調べる
検索条件として商号又は名称、所在地を入力・選択することによって所定の情報を得ることができます。

●国税庁「法人番号広報サイト」
http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

法人番号で わかる。つながる。ひろがる。

「事業再生」に向けた取り組みの無料相談

大震災の影響や厳しい経営でお困りの経営者の皆さん!「事業再生」に向けた取り組みをお手伝いします!窓口相談は無料、秘密は厳守します。お気軽に相談を。なおご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

■大震災以降、売上げが伸びずに借入金の負担が大きい
■過剰債務・過剰設備により財務内容が悪化している
■事業の継続の見通しはあるが事業見直し・金融機関調整が必要
■その他様々なケースのご相談に応じます。

●お問い合わせ
青森県中小企業再生支援協議会　TEL：017-723-1021
青森県産業復興相談センター　TEL：017-752-9225
21あおもり産業総合支援センター（http://www.21aomori.or.jp/jigyou/）

国家公務員の再就職等規制にご協力を

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

■国家公務員やＯＢの再就職をあっせんする行為
現役の国家公務員が企業等に対し、他の現役公務員ＯＢの再就職を依頼することや、国家公務員・ＯＢの情報提供等を行うことは禁止されています。
■利害関係のある企業への求職活動
現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動を行うことは禁止されています。
■再就職した公務員ＯＢによる元の職場に働きかける行為
再就職した国家公務員ＯＢが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場（省庁）に働きかけることは禁止されています（ただし、原則として退職後2年間に限ります）。

☆各企業へのお願い
企業の皆様におかれても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・ＯＢにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。

●お問い合わせ
内閣府再就職等監視委員会事務局　TEL：03-6268-7660～7668

【快進撃企業に学べ】家族や友人に誇れる会社づくりで変わった『メルテック』

栃木県小山市の郊外にメルテック株式会社という中小企業がある。主事業は焼却灰の溶融リサイクル事業で、人工骨材やメタルの再生販売などを手掛けている。現在、社員数は42人、売上高は約18億円である。業績もすこぶる順調で、わが国の中小企業の約70％が赤字経営に悩まされている中、同社の直近の売上高経常利益率はなんと15％超である。

同社の前社長で、現在は顧問である山内利秋氏から熱いメールをいただき、先般、社会人大学院生数人と一緒に同社を訪問してきた。同社に到着し、まず驚いたことは、焼却灰の処理工場とは思えないほど、敷地全体に５Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）が行き届いた美しい工場であったことだ。また駐車場から本社事務所の玄関までの通路の両サイドには、美しい花が咲き誇った花壇が多数設置されていた。

より驚かされたのは、玄関に入ったときで、ごみ一つ落ちていない５Ｓの行き届いた事務所であることはもとより、私たち全員の名前が記された手書きのウエルカムボードがあったことだ。私たちが玄関に入るや、事務所スタッフ全員が立ち上がり、ニコニコ顔で私たちを迎えてくれたのである。筆者のこれまでの7500社以上への企業訪問研究の結果からあえて言えば、「『いい会社』は入った瞬間、空気で分かる」「社員の顔つき・目つきはうそをつかない……」であり、同社は詳細を聞かなくても『いい会社』であった。

それから２階の会議室で、有瀬豊彦社長や山内顧問をはじめ、管理職の方々から興味ある話を聞かせていただいた。それは同社が８年前まではほぼ毎年赤字、もしくは１％以下程度の利益率の会社であった。敷地内も現在とは真逆の５Ｋ（危険・汚い・きつい・暗い・臭い）状態。職場内もアットホームとは程遠く、ギスギス感が漂う、まさにブラック企業であったというのだ。

こうした状況であったこともあり、前株主は見切りをつけ、現株主に事業を売却したのである。そして、現株主企業から再建社長として派遣されたのが、現顧問の山内氏であった。山内氏は、社長に就任するや、「家族や友人に誇れる会社づくり」を基本方針に掲げ、そのために、まずは「社員とその家族を最重視した経営の実践」と「美しい６Ｓ（５Ｓ＋習慣）職場づくり経営の実践」を率先して進めていく。その詳細をここで述べる紙面的余裕はないが、その結果を言えば、それ以来、増収増益を続ける企業に変身したのである。こうした現実を見ると、企業の盛衰は全て経営者の考え方・進め方次第といえる。

●法政大学大学院政策創造研究科　教授　坂本　光司
1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授などを経て、2008年４月より法政大学大学院政策創造研究科（地域づくり大学院）教授、同静岡サテライトキャンパス長。他に、人を大切にする経営学会会長はじめ、国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。専門は中小企業経営論・地域経済論・産業論。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』（あさ出版）、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』（かんき出版）など。

暴力団追放「三ない運動+1」の推進

暴力団を利用しない

すべてを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です

暴力団を恐れない

恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる

暴力団に金を出さない

金が「腐れ縁の元」
暴力団を支援・容認することになる

暴力団と交際しない

交際は「暴力団の活動を助長」
暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

●お問い合わせ　暴力団相談電話　TEL：017-723-8930

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい

中小機構　TEL：050-5541-7171（共済相談室）
小規模企業共済　検索　www.smrj.go.jp/skyosai